



産業建設課 お知らせ

お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)

屋外広告物を設置する場合は設置許可等の申請が必要です

和歌山県では「良好な景観を形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的に屋外広告物について、必要な規制を行うため、屋外広告物法に基づく和歌山県屋外広告物条例を制定しています。

平成18年4月1日から屋外広告物の設置の許可に関する事務等、県条例に基づく事務の一部が町が行うことになっています。

法令や条例の規定によるものおよび公職選挙法による選挙活動のためのもの等は適用除外となりますが、その他、一般広告物だけでなく、自家用広告物等についても対象となります。許可

地域および禁止地域内で屋外広告物を設置するためには、一定の基準を満たし、許可を受ける必要があります。

◆屋外広告物とは

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立て看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの

(具体例)

- ・ はり紙、はり札・壁面広告
- ・ 案内広告・旗、のぼり・屋上広告・街頭柱添架広告・独立広告・アドバルーン・突出広告・電柱広告・立て看板・アーチ添架広告・広告幕・電光表示広告など

◆許可地域

屋外広告物の表示または掲出物件を設置するのに許可が必要な地域(禁止地域を除く日高町全域・第2種地域)

◆禁止地域

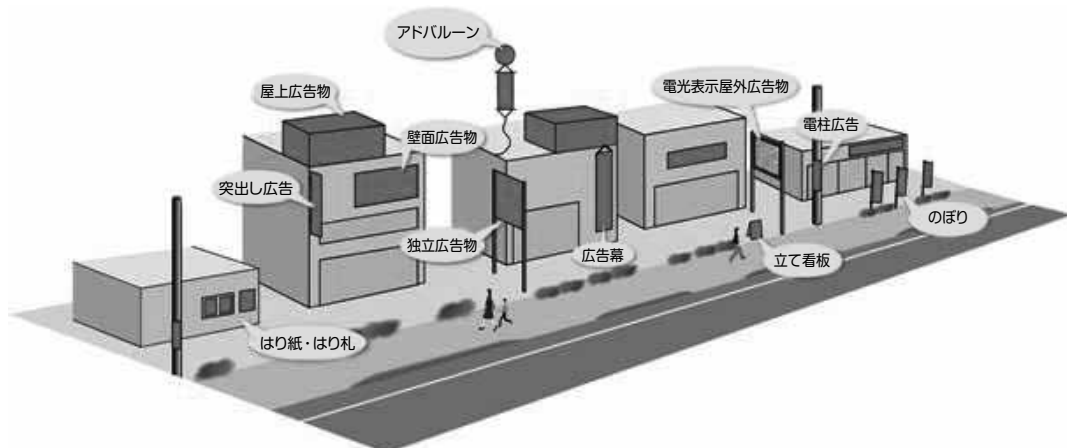
原則として、屋外広告物の表示または掲出物件を設置することができない地域(一般国道42号線(東光寺交差点から由良町までの間)等)

◆屋外広告物を設置する前に

- ① 表示しようとする広告物が禁止広告物に該当するものではないか、広告物を表示しようとする物件が禁止物件ではないか確認しましょう。
- ② 適用除外の基準を満たすか確認しましょう。
- ③ 広告物を表示しようとする地域が禁止地域でないかを確認しましょう。
- ④ 広告物を表示しようとする地域が許可地域である場合、表示しようとする広告物の大きさや表示方法等が許可の基準に適合しているか、検討する必要があります。

詳しくは、産業建設課建設班
(☎63・3804まで)まで。

※左の図のようになっています
屋外広告物といえます



全国一斉！ 「女性の人権ホットライン」 強化週間を実施します

期 間 11月17日(月)から23日(日)
までの7日間

時 間 午前8時30分～午後7時まで
ただし、土・日曜日については、
午前10時から午後5時まで

電話番号 ☎0570・070・810
(全国共通ナビダイヤル)

相談内容 夫やパートナーからの暴力、ス
トーカーなどの女性をめぐる各種の
人権相談。
相談は無料で、秘密は厳守されま
す。法務局職員または、人権擁護委員
が相談に応じますので、お気軽にご
相談ください。

【お問い合わせ先】
和歌山地方法務局人権擁護課内
和歌山県人権擁護委員連合会
(☎073・422・5131)

もうチェックした？最低賃金

時間額
715円

【発効日】平成26年10月17日

最低賃金未満の労働契約は、無効です！

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているもの
があります。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も！

- 最低賃金は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- 使用者は適用される最低賃金額を知っていますか？

【お問い合わせ先】
■和歌山労働局 賃金室(☎073・488・1152)
■御坊労働基準監督署 (☎22・3571)

日高町消防団 消火器 幹旋料金一覧表

消火器耐用年数の目安

- ・ 中身の消火剤 …… **8年程度**
- ・ 消火器の容器 …… **10年程度**



新規購入		詰め替え	
消火器具等	税込価格	消火器種類	税込価格
簡易消火具(スプレー式)	¥1,800	消火薬剤1.2kg型	¥2,000
消火薬剤1.2kg型	¥6,500	消火薬剤1.5kg型	¥2,000
消火薬剤3.0kg型	¥7,500	消火薬剤2.0kg型	¥2,600
住宅用火災警報器	¥4,000	消火薬剤3.0kg型	¥3,500

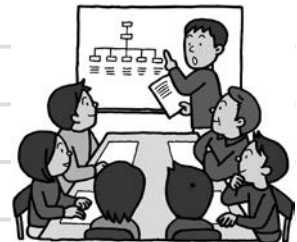
●消火器の引き取りのみ…¥1,000
※消火薬剤型の消火器を新規購入された場合のみ、古い消火器
の引き取りが無料になります

注意 消火器を販売するために、こちらから訪問する
ことはありません。
悪徳商法や詐欺には十分注意してください。
——【連絡先】日高町消防団事務局(☎63・2051)

防災ひとくちメモ vol.25

自助、共助、公助って？

災害に対する備えに
おいて、「自助」「共助」
「公助」とは次の通りで
す。



- 自助…自ら(家族含
む)の命は自
らで守り、また備えること
- 共助…近隣の住民などが互いに助け合っ
て地域を守り、また備えること
- 公助…役場を始め警察・消防・ライフラ
インを支える企業等による応急・
復旧活動

大きな災害が発生したとき、命が助かる要因
のほとんどは自助と共助だと言われています。

緊急の場面において、公助のみで命を助け
ることは難しく、「自分の命は自分で守る」の
理念を基本とし、災害の発生に備えましょう。